

南三陸町地域防災計画

原子力災害対策編

平成28年6月

南三陸町防災会議

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	2
第3節	計画の周知徹底	4
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
第5節	計画の基礎とすべき災害の想定	6
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	14
第7節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	16

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	21
第2節	原子力防災事業者の防災業務計画に関する回答等	22
第3節	原子力防災専門官及び地方環境放射線モニタリング対策官との連携	23
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	24
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	25
第6節	緊急事態応急体制の整備	29
第7節	避難収容活動体制の整備	32
第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	36
第9節	緊急輸送活動体制の整備	37
第10節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	38
第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	40
第12節	行政機関の業務継続計画の策定	41
第13節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	42
第14節	防災業務関係者の人材育成	43
第15節	防災訓練等の実施	44
第16節	原子力発電所上空の飛行規制	45
第17節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	46
第18節	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	47

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	49
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	50
第3節	活動体制の確立	54
第4節	屋内退避、避難収容活動等の防護活動	58
第5節	治安の確保及び火災の予防	65
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	66
第7節	緊急輸送活動	67
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	68
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	69
第10節	自発的支援の受入れ等	71

第1 1節 行政機関の業務継続に係る措置	72
----------------------	----

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針	73
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	74
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	75
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	76
第5節 各種制限措置の解除	77
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	78
第7節 被災者等の生活再建等の支援	79
第8節 風評被害等の影響の軽減	80
第9節 被災中小企業等に対する支援	81
第10節 心身の健康相談体制の整備	82

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原災法第2条第3項の規定による女川原子力発電所に係る原子力事業者（東北電力株式会社）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第1項に規定する原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は、輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 南三陸町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、南三陸町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び宮城県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

町等関係機関は、想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 南三陸町における他の災害対策との関係

この計画は、「南三陸町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「南三陸町地域防災計画（地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編）」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第4 計画の構成

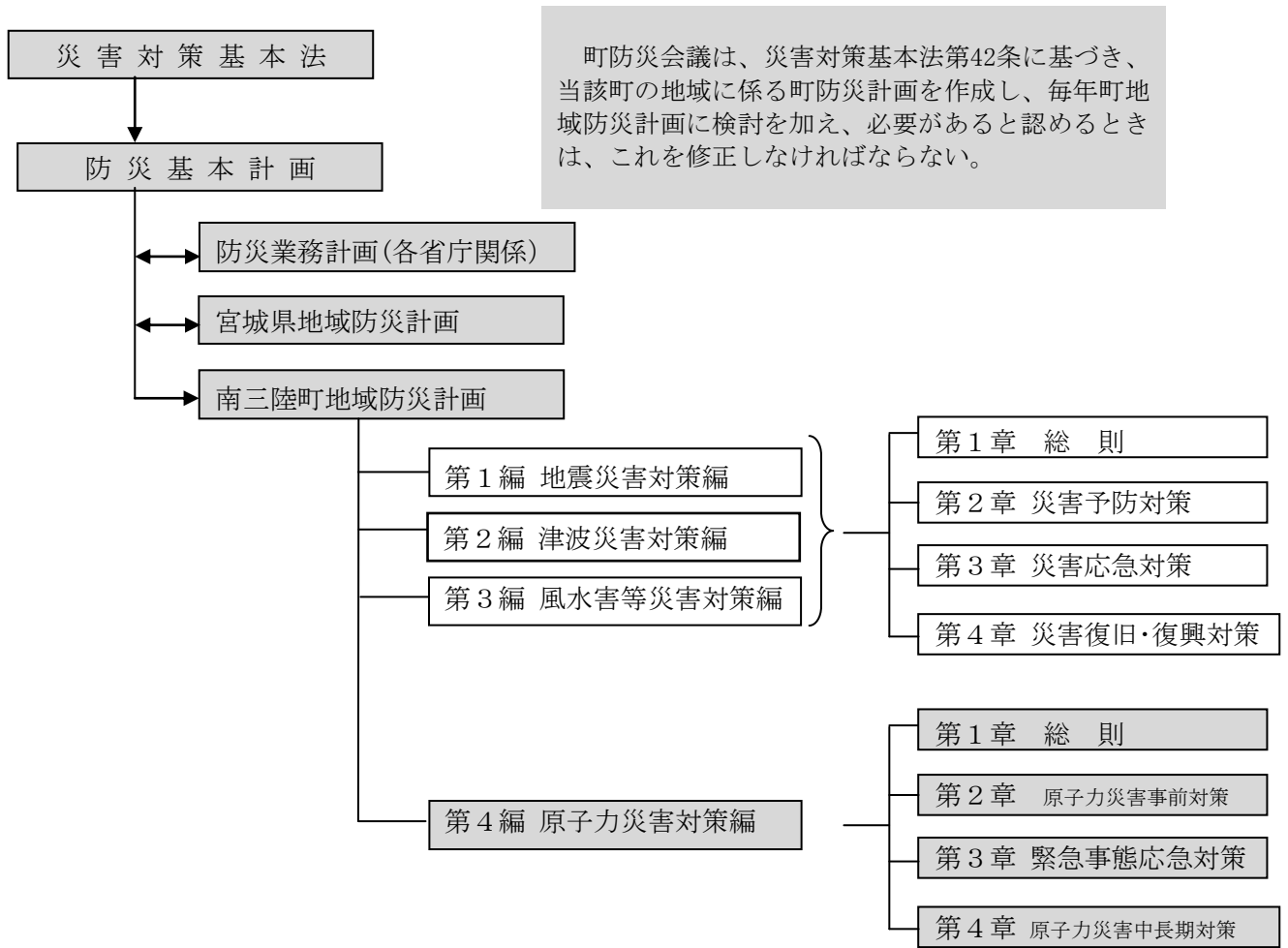
- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策



第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

南三陸町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故によるものを含む想定とする。

第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス及び揮発性の放射性物質である放射性ヨウ素やこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雪雨がある場合には、地表に沈着し、長時間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

また、複合災害の発生等により原子炉施設が損傷した場合等には、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者は、これを阻止するための対策を早期にとる必要がある。

第2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばく等の原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図ることにより被害の拡大を防止する必要がある。

1 放射性物質及び放射線による被ばく

- (1) 外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。
- (2) 内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

2 被ばくの低減化措置

- (1) 放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。この際、その地域のその時期における卓越した風向等を考慮し、風下軸からある幅を持った範囲の住民等に対して措置を講じることが重要となる。
- (2) 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、速やかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

第3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう、以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

緊急事態区分は、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するために設定されるものであり、各機関は、当該区分に応じた対応を行うこととなる。

緊急事態区分のいずれの段階に該当するか判断は、緊急時活動レベルで行うこととなり、これは、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報等を関係機関に行う。

緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

2 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準で、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定される。

緊急事態区分とEALの枠組み

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去するすべての機能が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去するすべての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
電源供給機能 (交流電源)	すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で、当該非常用交流母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	すべての交流母線からの電気の供給が停止し、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	すべての交流母線からの電気の供給が停止し、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該非常用直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、その状態が5分以上継続すること。
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該使用済燃料貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部上方2メートルの水位まで低下すること又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該使用済燃料貯蔵槽の水位を測定できないこと。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定期間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該原子炉格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
放射性物質の閉じ込めに関する機能 ※右の各欄において「障壁」とは、燃料被覆管、原子炉冷却系配管、格納容器等の放射性物質を閉じ込める機能のことを指す。	燃料被覆管障壁※若しくは原子炉冷却系障壁※が喪失するおそれがあること又は燃料被覆管障壁※若しくは原子炉冷却系障壁※が喪失すること。	燃料被覆管障壁※が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁※が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁※及び原子炉冷却系の障壁※が喪失するおそれがあること又は燃料被覆管の障壁※若しくは原子炉冷却系の障壁※が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁※が喪失すること。	燃料被覆管の障壁※及び原子炉冷却系の障壁※が喪失した場合において原子炉格納容器の障壁※が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域において火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失すること。	
外的事象及びその他事象	当該原子炉施設等立地都道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子炉施設等立地都道府県において大津波警報が発表された場合、当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること。	原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等、放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
外的事象及びその他事象	れがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合		
周辺監視区域放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出（警戒事態に相当する事象（警戒事態等）としての設定）	原子力事業所の境界付近において原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出	左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出
周辺監視区域放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

運用上の介入レベル

	基準の種類	基準の概要		初期設定値 ※1															
		防護措置の概要																	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)															
		O I L 4			不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染	β線：40,000cpm ※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) [1箇月後の数値] β線：13,000cpm ※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)													
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)															
		飲食物に係るスクリーニング基準			O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	0.5 μSv/h ※4 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)													
飲食物摂取制限	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>飲料水、牛乳・乳製品</th> <th>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg ※5</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※5	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
		核種		飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他														
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※5																	
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg																	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																	

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値をいう。

※2 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。

O I L 1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合に、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を使用した場合の計数率

※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって数週間以内に消費されるもの（例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等、地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める。

なお、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町は、女川町及び石巻市（以下「所在市町」という。）並びに登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び当町（以下「関係周辺市町」という。）（所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）であり、県及び関係市町は、連携して原子力災害に対応するものとする。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述の緊急事態区分に応じた、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径5キロメートル」が目安となる。

2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径30キロメートル」が目安となる。

この考え方を踏まえ、本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、下表のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（行政区）	
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、林及び大久保

第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域における緊急事態区分等に応じた防護措置

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による確定的影響を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から緊急事態区分に基づき避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国の指示又は独自の判断により、PAZの範囲外においても、段階的に避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

また、UPZにおいては、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施する。

2 放射性物質が環境に放出された場合の防護措置

放射性物質が環境へ放出された場合は、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果をOILと照らし合

せ、必要な防護措置を実施するものとする。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、南三陸町地域防災計画（地震災害対策編）第1章第2節第4に定める「処理すべき業務の大綱」を基本に、以下のとおりとする。

1 町

- (1) 通信連絡設備の整備に関すること。
- (2) 防災対策資料の整備に関すること。
- (3) 防護資機材の整備に関すること。
- (4) 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。
- (5) 防災業務関係者に対する教育に関すること。
- (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (7) 原子力防災訓練の実施に関すること。
- (8) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- (9) 南三陸町災害対策本部の設置・運営に関すること。
- (10) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。
- (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (12) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
- (13) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。
- (14) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
- (15) 応援要請及び派遣要請に関すること。
- (16) 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
- (17) 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。
- (18) 各種制限措置等の解除に関すること。
- (19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

2 南三陸町教育委員会

- (1) 児童生徒（幼稚園児を含む。以下同じ。）に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。
- (2) 児童生徒の安全対策に関すること。
- (3) 退避等に係る学校施設等の提供に関すること。

3 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

- (1) 住民等に対する広報に関すること。
- (2) 住民の退避等の誘導に関すること。
- (3) 一般傷病者の救急搬送に関すること。
- (4) 被ばく者の救急搬送に関すること。
- (5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。
- (6) 関係消防本部との連絡調整に関すること。

4 宮城県

- (1) 通信体制の整備・強化に関すること。

- (2) 防災対策資料の整備に関する事。
- (3) 防護資機材の整備に関する事。
- (4) 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事。
- (5) 原子力災害医療設備等の整備に関する事。
- (6) 防災業務関係者に対する教育に関する事。
- (7) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- (8) 原子力防災訓練の実施に関する事。
- (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。
- (10) 原子力災害警戒本部の設置・運営に関する事。
- (11) 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事。
- (12) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事。
- (13) 自衛隊の派遣要請に関する事。
- (14) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
- (15) 緊急時モニタリングに関する事。
- (16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事。
- (17) 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事。
- (18) 原子力災害医療措置に関する事。
- (19) 放射性汚染物の除去及び除染に関する事。
- (20) 各種制限措置の解除に関する事。
- (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事。
- (22) 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事。

5 南三陸警察署

- (1) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事。
- (2) 住民等に対する広報に関する事。
- (3) 住民の退避等の誘導に関する事。
- (4) 立入り等の制限措置及び解除に関する事。

6 指定地方行政機関

- (1) 東北管区警察局
 - ア 災害状況の把握と報告連絡に関する事。
 - イ 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関する事。
 - ウ 関係職員の派遣に関する事。
 - エ 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (2) 東北財務局
 - ア 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。
 - イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
 - ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。
 - エ 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関する事。
- (3) 東北厚生局
 - ア 災害状況の情報収集と通報に関する事。
 - イ 関係職員の派遣に関する事。
 - ウ 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (4) 東北農政局

- ア 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。
 - イ 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事。
 - ウ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
- (5) 東北森林管理局
林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。
- (6) 東北経済産業局
- ア 工業用水道の応急・復旧対策に関する事。
 - イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。
 - ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関する事。
- (7) 東北地方環境事務所
- ア 災害情報の把握と報告連絡に関する事。
 - イ 関係職員の派遣に関する事。
 - ウ 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (8) 東北運輸局
- ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（運航）状況等に関する情報収集及び伝達に関する事。
 - イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事。
- (9) 東京航空局仙台空港事務所
- ア 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。
 - イ 緊急時における空港使用の総合調整に関する事。
- (10) 第二管区海上保安本部
- ア 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関する事。
 - イ 船舶に対する各種制限措置の解除に関する事。
 - ウ 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関する事。
- (11) 仙台管区气象台
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確な防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事。
 - ウ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。
- (12) 東北総合通信局
電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事。
- (13) 宮城労働局
労働者の被ばく管理の監督指導等に関する事。
- (14) 東北地方整備局
所管する道路の管理に関する事。
- (15) 東北防衛局
- ア 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。
 - イ 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。
 - ウ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事。

7 自衛隊（陸上自衛隊東北方面総監部、第6師団及び第22普通科連隊並びに航空自衛隊第4航空団、海上自衛隊横須賀地方総監部）

- (1) 災害応急救援活動に関すること。
- (2) 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

8 指定公共機関

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ
国立病院機構における医療救護活動に関すること。
- (2) 東日本電信電話株式会社宮城事業部、株式会社NTTドコモ東北支社、KDDI株式会社東北総支社及びソフトバンク株式会社
通信の確保に関すること。
- (3) 日本赤十字社宮城県支部
 - ア 医療救護に関すること。
 - イ 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
 - ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
 - エ 義援金の受付に関すること。
 - オ その他災害救護に必要な業務に関すること。
- (4) 日本放送協会仙台放送局
 - ア 原子力防災に係る知識の普及に関すること。
 - イ 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
- (5) 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (6) 東日本高速道路株式会社東北支社
高速道路の交通確保に関すること。
- (7) 日本銀行仙台支店
災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関すること。
- (8) 東北電力株式会社
11に記載

9 指定地方公共機関

- (1) 東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送及び株式会社エフエム仙台
 - ア 原子力防災に係る知識の普及に関すること。
 - イ 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
- (2) 公益社団法人宮城県医師会
災害時における医療救護活動に関すること。
- (3) 公益社団法人宮城県トラック協会
災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。
- (4) 宮城県道路公社
高規格道路の交通確保に関すること。

10 公共的団体等

社会福祉協議会、漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。

11 東北電力株式会社（指定公共機関）

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (3) 従業員等に対する教育・訓練に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 通信連絡設備の整備に関すること。
- (6) 緊急時モニタリングに関すること。
- (7) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力防災事業者の防災業務計画に関する回答等

- 1 町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- 2 町は、原子力事業者が届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県からその写しの送付があったときは、これを受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官及び地方環境放射線モニタリング対策官との連携

1 原子力防災専門官との連携

町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報の伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）等の緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

2 地方環境放射線モニタリング対策官との連携

町は、緊急時モニタリングへの協力、事故時の連絡体制の準備、他組織との連携等の緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 町は、平常時から、関係機関、企業等との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努めるものとする。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく等、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 2 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 町は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、以下の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- (1) 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

- (1) 原子力発電所に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画等
 - イ 原子力発電所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数等の季節的な人口移動に関する情報を含む。）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ 避難所及び屋内退避に適する建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、保育所（園）、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - キ 周辺地域の飲料水、食料等の調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料
 - イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図
 - ウ 線量推定計算に関する資料
 - エ 平常時環境放射線モニタリング資料
 - オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 緊急事態発生時の原子力事業者を含む関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統等）
 - イ 緊急事態発生時の原子力事業者との連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第3 通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置について事前調整するものとする。

1 同報系防災行政無線の整備拡充

町は、同報系防災行政無線の可聴範囲外地域の解消に努めるとともに、民間事業者の事業所等における戸別受信機の設置について推進するものとする。

2 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

4 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

5 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとし、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合において、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときは、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

6 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。

7 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事態（Alert）等に至った場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアルの作成等、必要な体制を整備するものとする。

2 対策拠点施設等における立上げ準備体制

町は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合に、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設等における立上げを行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設等において開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

町は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合において、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法及び意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制

町は、原災法第15条に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力

事業者からの代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5 防災関係機関相互の連携体制

- 1 町は、平常時から、原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の関係機関と、原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
- 2 町は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告若しくは指示を行う際において国又は県に必要な助言を求めることができるよう、あらかじめ連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について、県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等、必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時からその想定を行っておくものとする。

第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援の要請、並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、

応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

第9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括のもと、緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）が設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、関係市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

町は、緊急時モニタリングにおける県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

第10 専門家の派遣要請手続

町は、原子力事業者から原災法第10条に基づく特定事象発生の通報を受けた場合等は、必要に応じ、国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

第11 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第12 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

第1 避難等計画の作成

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

1 避難等計画（UPZ内）に係る考え方

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を作成するものとする。

なお、広域避難計画の作成に当たっては、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が円滑に行われるよう配慮するものとする。

2 PAZ・UPZ共通的な事項に係る考え方

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外（UPZ外）とする。

なお、町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

3 町が講じておく措置

町は、避難、屋内退避等を実施する場合において住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動できるよう、あらかじめ以下の事項を把握し、又は定め、これを基に避難等に係る計画を定めておくものとする。

（1）行政区ごとに把握し、又は定めておく事項

- ア 人口
- イ 地区の連絡責任者
- ウ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数等）
- エ 移送を要する推定人員
- オ その他必要な事項

（2）広域避難等のために定めておく事項

- ア 避難所・避難場所、集合場所等
- イ 避難経路及び避難方法
- ウ その他必要な事項

第2 避難所等の整備

1 避難所等の整備

町は、コミュニティセンター等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て、避難所及び避難場所（スクリーニング等の場所を含む。）（以下「避難所等」という。）としてあらかじめ確保するものとする。この場合において、町は、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、町は、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所等として指定した建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、町は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

3 放射線防護対策施設及び屋内退避施設の整備

町は、県等と連携し、放射線防護対策施設及び屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努めるものとする。

4 避難等に係る手順の整備

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

5 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調査・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

6 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

7 避難所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

8 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努めるとともに、避難場所として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

1 町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意し、以下の項目に取り組むものとする。

- (1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

- (2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- (3) 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。
- 2 町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。
- また、平常時から、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入体制の整備を図るとともに、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。
- なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。）に係る避難支援プラン等の整備に努めるものとする。
- 3 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- 4 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、町及び関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は、県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・

サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第9 避難所等・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の輸送体制の整備

町は、日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からの、モニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

町は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等、原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえた上で、県及び医療機関等と連携して、P A Z 外であっても安定ヨウ素剤の事前配布が特に必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及びその他の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

1 事前配布体制の整備

(1) 町は、P A Z 外であっても安定ヨウ素剤の事前配布が特に必要と判断される地域がある場合は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適当な場所に備蓄しておくものとする。

(2) 町及び県は、避難の際に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域の住民等、安定ヨウ素剤の事前配布が必要な者に対し当該事前配布を行う場合においては、対象となる住民等向けに安定ヨウ素剤の予防服用に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催するものとし、医療に関する事項については、原則として医師による説明を行うものとする。

また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

(3) 町及び県は、説明会において説明を受けた住民等に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

なお、説明会に参加できない住民等に対しては別途説明の場を設ける等の代替措置を併せて講じるものとし、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民等に対しては家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続を併せて準備するものとする。

また、これらの説明会等においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じ、薬剤師に医師を補助させる等の措置を講じるものとする。

(4) 町及び県は、住民等に事前配布した安定ヨウ素剤について、使用期限ごとに回収し、

新しい安定ヨウ素剤を再配布できる体制を構築するものとする。

また、転出者・転入者に係る速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布の仕組みの構築に努めるものとする。

2 緊急時における配布体制の整備

- (1) 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適当な場所に備蓄しておくものとする。

なお、備蓄する安定ヨウ素剤について、使用期限ごとに更新を行うものとする。

- (2) 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

3 副作用に係る体制の整備

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し副作用が発生した住民等の受入れ協力を依頼する等、救急医療体制の整備に努めるものとする。

第5 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消火水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- 1 町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- 2 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第7 物資の調達、供給活動

- 1 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。

- 2 町は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 町は、国及び県と連携し、警戒事態、施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

3 町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、災害情報共有システム（Lアラート）を活用するものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、以下に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
 - (6) 放射線防護対策施設及び屋内退避施設、避難所に関すること。
 - (7) 要配慮者への支援に関すること。
 - (8) 緊急時にとるべき行動
 - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- 2 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第14節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修等の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、必要に応じ、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとし、研修成果について訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- 10 その他緊急時対策に関すること。

第15節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

- 1 町は、国、県、原子力事業者等の関係機関の支援のもと、以下に掲げる事項等について、要素ごと、又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同し、又は独自に行うものとする。
 - (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
 - (2) 対策拠点施設への参集、立上げ、運営訓練
 - (3) 緊急時通信連絡訓練
 - (4) 緊急時モニタリング訓練
 - (5) 原子力災害医療訓練
 - (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - (7) 周辺住民避難訓練
 - (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- 2 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に本町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等の原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等の関係機関と連携し、防災活動の要素ごと、又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ、住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等の原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施することにより改善点を明らかにし、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、以下のとおりである。

第1 東京航空局仙台空港事務所の規制措置

東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設付近上空の飛行はできる限り避け、安全高度を確保するよう規制措置を行うものとしている。

第2 航空自衛隊の措置

航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては、以下により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等、必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等、必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- 4 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第18節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して、放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条による原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 警戒事態等に係る通報連絡

1 原子力事業者からの警戒事象等発生時の通報があった場合

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、県、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に以下に掲げる事項について第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。

- ア 発生時刻
- イ 発生後の原子炉の状態
- ウ 想定される要因
- エ 放射性物質の放出に係る状況
- オ モニタリングポスト等の指示値
- カ 風向、風速等の気象状況
- キ 当面執った対応措置
- ク その他必要と認める事項

なお、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。

(2) 県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うこととされている。

(3) 原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、関係省庁、県、関係市町及び公衆に対し情報提供を行うこととされている。

また、P A Zを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。）の避難準備、住民防護の準備等、状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。

(4) 町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

2 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率が検出された場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所に原子力発電所の状況を確認することとされている。

3 原子力事業者からの特定事象発生時の通報があった場合

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生時の通報を受けた場合、15分以内を目途として、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係市町、県警察本部、所在市町の消防機関、宮城海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に、同時に特定事象発生通報様式を用いて文書をファクシミリで送信することとされており、また、県は町に通報することとされている。
- (2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生時の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について、官邸（内閣官房）、県、県警本部及び関係市町に連絡することとされている。
- (3) 町は、県等から通報連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、PAZ内の住民避難が円滑に進むことを促すこと等に留意した上で、関係周辺市町及び関係する市町村並びに関係する指定地方行政機関及び指定地方公共機関に連絡することとされている。その際、国からPAZを含む市町に通報連絡された情報と同様の情報について、UPZを含む市町に連絡することとされている。
- (5) 原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた県警察本部は、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署、登米警察署及び遠田警察署にその旨を通報することとされている。
また、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署、登米警察署及び遠田警察署は、必要に応じ、関係する警察署や関係市町との通報連絡に当たるものとされている。
- (6) 原子力保安検査官等、現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡することとされている。

4 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する放射線量率が検出された場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力発電所に原子力発電所の状況を確認することとされている。

第2 関係市町、防災関係機関の通報連絡

1 関係市町の通報連絡

町は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに県に通報連絡を行う当面とすべき措置についての助言を求めるとともに、管轄の消防本部に対し通報連絡を行うものとする。

また、必要に応じ、管轄の警察署及び宮城海上保安部に対し通報連絡を行うものとする。

2 宮城海上保安部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たることとさ

れている。

3 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係消防本部及び関係市町との通報連絡を行うこととされている。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係市町、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町の消防機関、宮城海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、更に、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- (2) 県は、原子力事業者から連絡を受けた事項について関係市町に連絡することとされている。
- (3) 町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。
- (4) 町は、指定地方公共機関との間において、通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。
- (5) 町及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。
- (6) 町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

2 全面緊急事態における連絡等

- (1) 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- (2) 町は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- (3) 原子力防災専門官は、対策拠点施設において必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

第4 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、原子力規制委員会の統括のもとで行われる緊急時モニタリングに関し、職員を派遣する等、協力を行うものとする。

また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 町の活動体制

1 事故対策のための警戒態勢

(1) 警戒態勢

町は、警戒事態等発生のお知らせを受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のための警戒態勢をとるものとする。

(2) 情報の収集

町は、警戒事態等発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報を得る等、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

(3) 対策拠点施設の設営準備への協力

町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちに対策拠点施設の立上げ準備への協力を行うものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

(5) 国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) 警戒態勢の解除

町長は、災害対策本部を設置したとき又は原子力災害の危険が解消し、若しくは災害応急対策が完了したと認めたときは、警戒態勢を解除するものとする。

2 災害対策本部の設置等

(1) 町は、施設敷地緊急事態若しくは全面緊急事態に至った場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。更に、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

(2) 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなると認めたとき。

3 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は、別に定めるところによる。

4 他の災害対策本部等との連携

各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地

対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、あらかじめ定めた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

なお、原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員は、以下の表のとおりである。

また、町は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

関係機関	構 成 員
国	原子力災害現地対策本部長：内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官） 事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員
県	現地本部長 その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者
関係市町	災害対策副本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者
その他	警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 原子力防災の専門家（学識経験者等）等

第3 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

また、町は、必要に応じ、緊急消防援助隊の出動要請について、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部と調整するものとする。

2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、及び内閣総理大臣又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

また、町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第5 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときは、知事に対し速やかに、撤収要請を要求するものとする。

第6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保指針

町は、防災業務関係者が、被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害時特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 現地災害対策本部長は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置を図るよう指示するものとする。

(2) 町は、県その他防災関係機関に対し、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力について要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護については、原子力災害対策指針の規定により、放射線業務従事者に対する線量限度に準じ別に定める緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(2) 町は、県と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県等の関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

- (5) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容活動等の防護活動

第1 屋内退避等の防護措置の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- 1 町は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとする。
- 2 町は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立退きの勧告若しくは指示の連絡、確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請するものとする。

- 3 放射性物質が検出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示又は助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- 4 避難対象区域を含む町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難、スクリーニング及び避難退域時検査の場所、災害の概要、緊急時モニタリング結果、参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- 5 避難対象区域を含む町は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等、あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- 6 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は、受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。
- 7 町は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第2 避難所等

- 1 避難対象区域を含む町は、県と連携し、緊急時の必要に応じ、避難所及びスクリーニング等の場所を開設（町域を越えた開設を含む。）し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、避難所等として開設するものとする。
- 2 避難対象区域を含む町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。
また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。
- 3 避難対象区域を含む町は、県の協力のもと、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
また、避難の長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとするとともに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 4 避難対象区域を含む町は、県と連携し、避難所における被災者は生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等（福祉避難所を含む。）での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
なお、町は、県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じるものとする。
- 5 避難対象区域を含む町は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 6 避難対象区域を含む町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 7 避難対象区域を含む町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 8 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第3 広域一時滞在

- 1 町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要なときは県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- 2 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- 3 国は、町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うこととされている。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用

1 事前配布した安定ヨウ素剤の服用指示

PAZ外であっても安定ヨウ素剤の事前配布が特に必要と判断される地域の住民等として安定ヨウ素剤が事前配布された住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が、原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

2 緊急時に配布する安定ヨウ素剤の服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が服用を指示することとされている。

町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の間与のもとで安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

第5 要配慮者等への配慮

- 1 避難対象区域を含む町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関し要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者及び一時滞在者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞い客等を避難若しくは屋内退避させ、又は他の医療機関へ転

院させるものとする。

- 3 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者及び利用者を避難又は屋内退避させるものとする。

第6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に、生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難又は屋内退避させるものとする。

第8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域又は避難の勧告若しくは指示をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう、現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第9 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。
なお、被災地で必要とされる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。
また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- 2 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され、引き渡された物資について、被災者に対する供給を行うものとする。
- 3 被災した町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第10 独自の判断による措置への対応等

町は、県が国からの指示等がなされていない段階において必要に応じて講じる措置等について、その実施体制を確立するものとする。

なお、国からの指示等に基づく措置を実施する場合においても、この項に定める項目のうち必要な項目について、必要な読み替え等により、準じた措置を講じることとする。

1 防護対策地区の決定

県は、不測の事態等が発生し、国の指示等がない段階において、独自の判断により避難や屋

内退避等の防護措置を判断する必要がある場合は、防護対策地区（住民等の防護対策を講ずべき区域をいう。以下同じ。）の選定を行うとともに、必要に応じて関係市町に防護措置を指示することとしている。

2 警戒区域の設定

町は、国の指示等がない段階で県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、災害対策基本法第63条に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合における住民等への対応は、第9節（住民等への的確な情報伝達活動）に定めるところによる。

3 防護措置に係る指示伝達等

(1) 屋内退避に係る指示伝達

ア 県は、屋内退避の実施に当たり、関係市町に対し、以下に掲げる事項を伝達するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知することとしている。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の状況と今後の予測
- (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避をとるべき防護対策地区
- (オ) その他必要な事項

イ 町は、屋内退避の実施に当たり、あらかじめ定める計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対し、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

(2) 避難に係る指示伝達

ア 県は、避難の実施に当たり、直ちに関係市町に対し、上記(1)のアに掲げる事項（当該事項中「屋内退避をとるべき防護対策地区」については「避難等の防護措置に係る地区」とする。）を伝達し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知し、及び関係市町の指示にしたがって行動するよう呼びかけることとしている。

イ 町は、避難の実施に当たり、あらかじめ定める計画に基づき、避難所等、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、特に要配慮者に配慮した上で避難するよう指示するものとする。

ウ 町は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係る避難について、特に当該施設の管理者及び防災関係機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。

4 防護措置の方法等

(1) 屋内退避

屋内退避は、原則として住民等が自宅等内にとどまるものとする。

ア 町は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るよう、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 県は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供することとしている。

ウ 町は、屋内退避中の住民等に対し、防災行政無線等の広報手段を用いて、災害の状況を迅速かつ適切に広報し、民心の安定に努めるものとする。

(2) 避難

- ア 町は、住民等に対して避難を指示する場合において、あらかじめ定める計画で住民等の集合場所を指定しているときは、職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。
- イ 町は、集合場所から避難所等への住民等への輸送について、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受け、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。
- ウ 町は、避難の措置を実施するに当たっては、要配慮者に特に留意するものとする。
- エ 町は、避難の措置を講じた場合においては、避難誘導の責任者、避難所の責任者等を通じて、避難の状況を把握しておくものとする。

(3) 被ばくの低減

町及び県は、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の機密性の保持等の必要な注意を促すものとする。

また、避難の誘導の任に当たる者も、この旨について適宜伝達するものとする。

(4) 周辺市町村への避難

周辺市町村への避難

県は、災害の状況及び緊急時モニタリングの結果等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、県の災害対策本部において調整し、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受入れ及び避難所等の設置を要請するとともに、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせることとしている。

県から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める避難所等を提供し、必要な協力活動を実施することとされている。

なお、この場合において町は、避難者の輸送に努めるとともに、避難所等に職員を派遣して、受入市町村との連絡、避難者への対応等に当たらせるものとする。

(5) 避難者の輸送

県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保することとしている。

町は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送する等、必要な措置を講じるものとする。

5 避難・屋内退避の誘導

避難・屋内退避の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職員・消防団員が当たり、防護対策地区ごとに実施することとされている。この場合において、避難誘導に当たる者は、関係市町と密接に連絡をとることとする。

6 立入制限等の措置

(1) 陸上の立入制限等の措置

- ア 県は、関係市町に対し、防護対策地区内においては避難及び退避中の住民等・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立入りの制限を、必要に応じ指示することとしている。
- イ 県の現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施することとしている。

(2) 海上の立入制限等の措置

宮城海上保安部長は、県災害対策本部長（知事）又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係者以外の船舶の立入りを制限又は禁止することとされている。

第5節 治安の確保及び火災の予防

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について、治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、国及び県と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 町は、国の指示により、O I Lの数値に基づく対象地域において地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- 2 町は、O I Lに基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施するものとする。
なお、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 3 町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲及び順位

避難対象区域を含む町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- (1) 第1順位 救助・救急活動又は医療・救護活動に必要な人員又は資機材の輸送、負傷者の搬送及び原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地对策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策副本部長等）の輸送
- (2) 第2順位 屋内退避所又は避難所等を維持・管理するために必要な人員又は資機材の輸送、避難者の輸送（PAZ等の緊急性の高い区域からの優先的な避難）及び災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）の輸送
- (3) 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- (4) 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資（飲料水、食料、衣類等）の輸送
- (5) 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送体制の確立

- (1) 避難対象区域を含む町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 避難対象区域を含む町は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- (3) 避難対象区域を含む町は、上記（2）によってもなお人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

- 1 避難対象区域を含む町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講じるものとする。
- 2 避難対象区域を含む町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合において、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。
- 3 避難対象区域を含む町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。この場合において、救急・救助及び火災の状況並びに応援要請の理由及び応援の必要期間、応援要請を行う消防機関の種類と人員、町への進入経路及び集結（待機）場所について留意するものとする。

第2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等、緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1 住民等への情報伝達活動

1 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺又は混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

2 町は、住民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努めるものとする。

3 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象観測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

4 町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。この場合において、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係市町及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

5 町は、情報伝達に当たって、同報無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

6 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問合せに対する対応

1 町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

2 町は、被災者の安否について住民等から照会があった場合は、被災者その他の者の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後における緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において、可能な限り安否情報を提供するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町、県、県警察、消防機関等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者から暴力等を受け、当該配偶者（加害者）から追跡されて危害を受けるおそれがある者等（以下「被害者」という。）が含まれている場合は、当該配偶者（加害者）等に居所が知られることのないよう、被害者の個人情報の管理について徹底するものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられることから、町は、これに適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

町、国及び県並びに関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等、その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、放射線防護を要する状況であることに留意するとともに、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

第2 国民等からの支援物資、義援金の受入れ

1 支援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの支援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、当該リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は、必要に応じ支援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとし、国民、企業等は、支援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 避難対象区域を含む町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。
なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で、退避を実施するものとする。
- 2 避難対象区域を含む町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

また、避難区域を見直した場合には県に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避等の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明するとともに、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等、生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。
- 2 町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。
居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援、被災地域の総合的な復旧・復興対策等を、きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために特に必要があるときは、災害復興基金の設置等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第8節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査結果や原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。